

爆発物取締罰則 条文沿革

令和五年十月一日現在、公布済みの内容

【公布日・法令番号・施行日・題名又は件名の一覧】※数字は「十六」「二十三」「三十」を「二六」「三三」「三〇」と表記。

制定：明治一七年二月二七日太政官布告第三二二号（施行日不詳）※施行日は、布告布達施行期限（明一六太告一七・布告布達到達日数（明一六太布達一四）による

「爆発物取締罰則」

改正：明治四一年 三月二八日 法律第二九号（明治四一年一〇月 一日施行）

「刑法施行法」

改正：大正 七年 四月一七日 法律第三四号（大正 七年 五月 七日施行）※施行日は、法例第一条による

「爆発物取締罰則中改正法律」

改正：平成一三年一月一六日 法律第一二一号（平成一三年一月一六日施行）

「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」

改正：平成一七年 五月二〇日 法律第四四号（平成一七年一月一日施行）※施行日は、平一七政三三による

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」※平一三法二二の附則の改正のみ

改正：平成一九年 五月一日 法律第三八号（平成一九年 九月 二日施行）

「放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律」※平一三法二二の附則の改正のみ

改正：平成二九年 六月二一日 法律第六七号（平成二九年 八月一〇日施行）

「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」

改正：令和 四年 六月一七日 法律第六八号（令和 七年 六月 一日施行）

「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」

【逐条改正沿革】※内容は、国立国会図書館デジタルコレクションの『官報』画像及び衆議院サイトの「立法情報」の「制定法律」による。《》内は、制定・改正の法令番号。

爆発物取締罰則（明一七太告三）

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑ニ処ス（前

一七太告三）

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期

若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期

若クハ七年以上ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期徒刑又ハ有期徒刑ニ処ス（明一七太告三）

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止マル者ハ重懲役ニ処ス（明一七太告三）

第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止マル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ重懲役ニ処ス（明一七太告三）

第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第六条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス（明一七

太告三）

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス（大七法三四）

第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス（大七法三四）

第七条 爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス（明一七太告三）

第七条 爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス（大七法三四）

第八条 本則ニ記載シタル重罪犯アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ処ス（明一七太告三）

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第九条 本則ニ記載シタル重罪ノ犯人ヲ蔵匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ正刑罪ノ一等又ハ二等ヲ減ス（明一七太告三）

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス（大七法三四）

第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ拘禁刑ニ処ス（令四法六八）

第十条 本則ニ記載シタル重罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第八十条及ヒ第八十一条ノ例ヲ用ヒス但十六歳未満ニシテ是非ノ弁別ナキ者ハ刑法二從フ（明一七太告三）

第十条 廃止（明四一法二九）

第十条 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四

条の二ノ例ニ從フ（平一三法二二）

第十条 第一条乃至第六條ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四

条の二ノ例ニ從フ（平一九法六七）

第十一条 第一条ニ記載シタル犯罪ノ予備陰謀ヲ為シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ為スニ至ラサル時ハ本

刑ヲ免シ六月以上三年以下ノ監視ニ付ス第五条ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ（明一七太告三）

第十一条 第一条ニ記載シタル犯罪ノ予備陰謀ヲ為シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ為スニ至ラサル時ハ其

刑ヲ免除ス第五条ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ（大七法三四）

第十二条 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ從テ処

断ス（明一七太告三）

断ス（明一七太告三）

断ス（明一七太告三）

【参考資料1】

●刑法（旧刑法）《抄》（明治十三年太政官布告第三十六号）※明三二法一で一部改正、明四〇法四五（明四一・一〇・一に施行）により廃止

第一条 凡法律ニ於テ罰ス可キ罪別テ三種ト為ス

- 一 重罪
- 二 軽罪
- 三 違警罪

第五条 此刑法ニ正条ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アル者ハ各其法律規則ニ従フ

② 若シ他ノ法律規則ニ於テ別ニ総則ヲ掲ケサル者ハ此刑法ノ総則ニ従フ

第七条 左ニ記載シタル者ヲ以テ重罪ノ主刑ト為ス

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 無期流刑
- 五 有期流刑
- 六 重懲役
- 七 軽懲役
- 八 重禁獄
- 九 軽禁獄

第八条 左ニ記載シタル者ヲ以テ軽罪ノ主刑ト為ス

- 一 重禁錮
- 二 軽禁錮
- 三 罰金

第十条 左ニ記載シタル者ヲ以テ附加刑ト為ス

- 一 剥奪公権
- 二 停止公権
- 三 禁治産《第三号のみ、明三二法一で削除》
- 四 監視
- 五 罰金
- 六 没収

第十二条 死刑ハ絞首ス但規則ニ定ムル所ノ官吏臨檢シ獄内ニ於テ之ヲ行フ

第十七条 徒刑ハ無期有期ヲ分タス島地ニ發遣シ定役ニ服ス

② 有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ト為ス

第十八条 徒刑ノ婦女ハ島地ニ發遣セス内地ノ懲役場ニ於テ定役ニ服ス

第十九条 徒刑ノ囚六十歳ニ滿ル者ハ通常ノ定役ヲ免シ其体力相当ノ定役ニ服ス

第二十二条 懲役ハ内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服ス但六十歳ニ滿ル者ハ

第十九条ノ例ニ従フ

② 重懲役ハ九年以上十一年以下軽懲役ハ六年以上八年以下ト為ス

第二十四条 禁錮ハ禁錮場ニ留置シ重禁錮ハ定役ニ服シ軽禁錮ハ定役ニ服セス

② 禁錮ハ重軽ヲ分タス十一日以上五年以下ト為シ仍ホ各本条ニ於テ其長短ヲ區別ス

第二十六条 罰金ハ二円以上十ト為シ仍ホ各本条ニ於テ其多寡ヲ區別ス

第三十二条 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス終身公権ヲ剥奪ス

第三十三条 禁錮ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス現任ノ官職ヲ失ヒ及ヒ其刑期間公権ヲ行フヲ停止ス

第三十四条 軽罪ノ刑ニ於テ監視ニ付シタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス監視ノ期限間公権ヲ行フヲ停止ス

② 主刑ヲ免シテ止タ監視ニ付シタル者亦同シ

第三十五条 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス其主刑ノ終ルマテ自ラ財産ヲ治ムルヲ禁ス《明三二法一で削除》

第三十七条 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ別ニ宣告ヲ用ヒス各本刑ノ短期三分ノ一ニ等シキ時間監視ニ付ス

第六十七条 重罪ノ刑ハ左ノ等級ニ照シテ加減ス

- 一 死刑
- 二 無期徒刑
- 三 有期徒刑
- 四 重懲役
- 五 軽懲役

第六十九条 軽懲役ニ該ル者減軽ス可キ時ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ処スルヲ以テ一等ト為ス

② 《略》

第一百十二条 罪ヲ犯サントシテ已ニ其事ヲ行フト雖モ犯人意外ノ障礙若クハ舛錯ニ因リ未タ遂ケサル時ハ已ニ遂ケタル者ノ刑ニ一等又ハ二等ヲ減ス

第一百十三条 重罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ前条ノ例ニ照シテ処断ス

② 軽罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ本条別ニ記載スルニ非サレハ前条ノ例ニ照シテ処断スルヲ得ス

③ 違警罪ヲ犯サントシテ未タ遂ケサル者ハ其罪ヲ論セス

【参考資料2】

●刑法施行法《抄》(明治四十一年法律第二十九号)

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂フ《明四一法二九の制定時》

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ《含四法六八による改正後》

② 本法ニ於テ懲役(旧刑法ノ懲役ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮(旧刑法ノ禁錮ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留(旧刑法ノ拘留ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依ル改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ《含四法六八により②追加》

第二条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ従ヒ刑法ノ主刑ト旧刑法ノ主刑トヲ対照シ刑法第十条ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

刑法ノ刑	旧刑法ノ刑
死刑	死刑
無期懲役	無期徒刑
無期禁錮	無期徒刑
有期懲役	有期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮
有期禁錮	有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮
罰金	罰金
拘留	拘留
科料	科料

第三条 法律ニ依リ刑ヲ加重減輕ス可キトキ又ハ酌量減輕ヲ為ス可キトキハ加重又ハ減輕ヲ為シタル後刑ノ対照ヲ為ス可シ

② 数罪ヲ犯シタル者ニ付テハ併合罪又ハ数罪俱発ニ関スル規定ヲ適用シタル後刑ノ対照ヲ為ス可シ

③ 一罪ニ付キ二個以上ノ主刑ヲ併科ス可キトキ又ハ二個以上ノ主刑中其一個ヲ科ス可キトキハ其中ニテ重キ刑ノミニ付キ対照ヲ為ス可シ併合罪又ハ数罪俱発ニ関スル規定ニ依リ数罪ノ主刑ヲ併科ス可キトキ亦同シ

第十四条 刑法施行後ハ旧刑法ノ刑ニ処ス可キ者ト雖モ刑ノ執行猶予ニ付テハ刑法ノ規定ヲ準用ス

② 前項ノ場合ニ於テハ第二条ノ例ニ依リ主刑ノ対照ヲ為ス可シ

第十九条 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二条ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ対照

シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ変更ス但單一禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ変更ス

② 他ノ法律ノ規定中剥夺公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ処ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廃止ス

第二十条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間又ハ金額ヲ変更セス但他ノ法律中特ニ期間又ハ金額ヲ定メタル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間又ハ金額ニ関スル規定ニ從フ《明四一法二九の制定時》

第二十条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ変更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メタル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ関スル規定ニ從フ《平三三二による改正後》

第二十一条 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク外旧刑法ノ加減例ニ関スル規定ニ依ル

第二十二条 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相当スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ変更ス

② 爆発物取締罰則第十条ハ之ヲ廃止ス

第二十三条 前条ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ関スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ関スル規定ニ從フ

第二十九条 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス

第三十条 前条ニ該当セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス

② 前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

③ 前条ニ該当セサル懲役ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ該ル罪ト看做ス

④ 前条ニ該当セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス

第三十一条 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《明四一法二九の制定時》

第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期六年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス《含四法六八による改正後》

【参考資料3】

●罰金等臨時措置法《抄》(昭和二十三年法律第二百五十一号)

☆昭二三法二五一の制定時

第二条 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五条及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十条の規定にかかわらず、千円以上とする。但し、これを減輕する場合においては、千円以下に下げることができる。

2 《略》

第四条 前条第一項各号に掲げる罪以外の罪(条例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二千円に満たないときはこれを二千円とし、その寡額が千円に満たないときはこれを千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2・3 《略》

☆昭四七法六一による改正後

第二条 罰金は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第十五条及び刑法施行法(明治四十一年法律第二十九号)第二十条の規定にかかわらず、四千円以上とする。但し、これを減輕する場合には、四千円以下に下げることができる。

2 《略》

第四条 前条第一項各号に掲げる罪以外の罪(条例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が八千円に満たないときはこれを八千円とし、その寡額が四千円に満たないときはこれを四千円とする。但し、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2・3 《略》

☆平三法三一による改正後

第二条 刑法(明治四十年法律第四十五号)、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)及び経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の罪以外の罪(条例の罪を除く。)につき定めた罰金については、その多額が二万円に満たないときはこれを二万円とし、その寡額が一万円に満たないときはこれを一万円とする。ただし、罰金の額が一定の金額に倍数を乗じて定められる場合は、この限りでない。

2・3 《略》

【参考資料4】

●刑法《抄》(明治四十年法律第四十五号)

(条約による国外犯)

第四条の二 前三条に規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。《平七法九による改正後》

(条約による国外犯)

第四条の二 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。《平一五法二二による改正後》